第三十五条第一項中「第十一条の四十七第二項第一号」を「第十一条の六十六第二項第一号」に改め、同条第二項中「第十一条の四十七第二項第二号」を「第十一条の六十六第二項第二号」に改め、同項第十九号及び第二十号中「第十一条の四十七第一項」を「第十一条の六十六第一項」に改め、同項第二十六号中「経営困難農業協同組合又は」を「経営困難農業協同組合（農水産業協同組合貯金保険法第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合に該当する農業協同組合をいう。以下この号において同じ。）又は」に改め、同条第三項中「第十一条の四十七第二項第三号」を「第十一条の六十六第二項第三号」に改め、同条第四項中「第十一条の四十七第二項第四号」を「第十一条の六十六第二項第四号」に改め、同条第五項中「第十一条の四十七第二項第五号ハ」を「第十一条の六十六第二項第五号ハ」に改め、同条第六項中「第十一条の四十七第二項第六号ニ」を「第十一条の六十六第二項第六号ニ」に改める。

第三十六条の見出し中「第十一条の四十七第一項」を「第十一条の六十六第一項」に改め、同条第一項中「第十一条の四十七第三項」を「第十一条の六十六第三項」に、「第十一条の四十五第三項本文」を「第十一条の六十六第三項本文」に改め、同項第七号中「第十一条の四十七第一項第六号」を「第十一条の六十六第一項第六号」に改め、同条第二項中「第十一条の四十七第三項」を「第十一条の六十六第三項」に、「第十一条の四十五第三項ただし書」を「第十一条の六十六第三項ただし書」に改める。

第三十七条中「第十一条の四十七第四項」を「第十一条の六十六第四項」に改める。

第三十八条第一項中「第十一条の四十七第四項」を「第十一条の六十六第四項」に改め、同項第五号中「第十一条の四十八第一項」を「第十一条の六十七第一項」に改め、同条第三項中「第十一条の四十七第五項ただし書」を「第十一条の六十六第五項ただし書」に改め、同条第四項中「第十一条の四十七第六項」を「第十一条の六十六第六項」に改める。

第三十九条の見出し中「第十一条の四十七第四項」を「第十一条の六十六第四項」に改め、同条中「第十一条の四十七第五項」を「第十一条の六十六第五項」に改める。

第四十条中「第十一条の四十七第八項」を「第十一条の六十六第八項」に改める。

第四十一条の見出し中「第十一条の四十八第一項」を「第十一条の六十七第一項」に改め、同条第一項中「第十一条の四十八第二項」を「第十一条の六十七第二項」に、「第十一条の四十六第二項」を「第十一条の六十五第二項」に改める。

第四十二条第一項中「第十一条の四十八第二項」を「第十一条の六十七第二項」に、「第十一条の四十六第二項ただし書」を「第十一条の六十五第二項ただし書」に改める。

第四十三条中「第十一条の四十八第二項」を「第十一条の六十七第二項」に、「第十一条の四十六第四項第一号」を「第十一条の六十五第四項第一号」に改める。

第四十四条第一項から第三項までの規定中「第十一条の四十八第四項」を「第十一条の六十七第四項」に改める。

第五十条第一項第四号中「第四十九条第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表」を「第四十九条第二項の規定に基づく公告に係る計算書類」に改め、同項第五号中「第九十二条第二項」を「第九十七条の四第二項ただし書」に改める。

第五十一条第一項第四号中「第四十九条第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表」を「第四十九条第二項の規定に基づく公告に係る計算書類」に改め、同項第五号中「第九十二条第二項」を「第九十七条の四第二項ただし書」に改め、同項第七号中「第十一条の四十五第一項」を「第十一条の六十四第一項」に、「第十一条の六十六第一項」に改め、同項第九号中「第十一条の四十六第一項」を「第十一条の六十五第一項」に、「第十一条の四十八第一項」を「第十一条の六十七第一項」に改める。

第五十一条の二中「第三条の三第一項」を「第三十条第一項」に改める。

第五十二条第一項中「第三条の五第三項第五号」を「第三十二条第三項第五号」に改める。

第五十七条第一項第四号中「第四十九条第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表」を「第四十九条第二項の規定に基づく公告に係る計算書類」に改め、同項第五号中「第九十二条第二項」を「第九十七条の四第二項ただし書」に改める。

第四条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項中「第十一条の四十五第一項」を「第十一条の六十四第一項」に、「第十一条の四十七第一項」を「第十一条の六十六第一項」に改める。

第八十五条の十二第二号ハ中「第十一条の二の四」を「第十一条の五」に改め、同号ニ中「第十一条の十の三」を「第十一条の二十七」に改める。

（農業協同組合法施行令第十一条第三項から第五項までの規定による主務大臣に対する報告等に関する命令の一部改正）

第三条　農業協同組合法施行令第十一条第三項から第五項までの規定による主務大臣に対する報告等に関する命令（平成十二年大蔵総理府農林水産省令第四号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一項中「第十一条第三項」を「第六十二条第三項」に改める。

第二項中「第十一条第四項」を「第六十二条第四項」に、「第九十四条の二第五項、第九十五条第一項若しくは第二項又は第九十七条」を「第九十五条第一項又は第二項」に改める。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第四条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項中「第十一条の四十五第一項」を「第十一条の六十四第一項」に、「第十一条の四十七第一項」を「第十一条の六十六第一項」に改める。

第八十五条の十二第二号ハ中「第十一条の二の四」を「第十一条の五」に改め、同号ニ中「第十一条の十の三」を「第十一条の二十七」に改める。

第五十七条の十九中「第十一条の三の二第一項」を「第十一条の七第一項」に改める。

第五十七条の二十中「第十一条の五第一項」を「第十一条の四第三号」に改める。

第五十七条の二十二中「第十一条の五ただし書」を「第十一条の九ただし書」に改める。

第五十七条の二十五第五項中「第九条の二」を「第六十条第一項」に改める。

第五十七条の三十一の三第二項中「第五条の五第二号」を「第四十七条第二号」に改める。

第五十七条の三十一の四中「第五条の五第一号」を「第四十七条第一号」に改める。

第五十七条の三十一の五中「第五条の五第三号」を「第四十七条第三号」に改める。

第五十七条の三十一の十一第一項第十八号イ中「第十一条の三の二第一項第一号」を「第十一条の七第一項第一号」に改め、同号ロ中「第十一条の三の二第一項第二号」を「第十一条の七第一項第二号」に改め、同条第二項中「第十一条の二の四」を「第十一条の五」に改める。

第五十七条の三十一の十二第二項第三号及び第五十七条の三十一の十三中「第五条の六第一項」を「第四十八条第一項」に改める。

第五十七条の三十一の十四第二項中「第十一条の二の四」を「第十一条の五」に改める。

第五十七条の四十二第二項第二号中「財団法人日本消費者協会」を「一般財団法人日本消費者協会」に改め、同項第三号中「財団法人日本消費者協会」を「一般財団法人日本消費者協会」に改める。

第五十七条の四十七中「第五条の十三第三号」を「第五十五条第三号」に改める。

第五十八条第一項中「第九十七条の二第十二号」を「第九十七条第十二号」に改め、同項第六号中「第九十七条の二第六号」を「第九十七条第六号」に改め、同項第八号中「第九十七条の二第七号」を「第九十七条第七号」に改め、同条第二項第三号中「十一条の二の三、法第十一条の二の四」を「第十一条の四、法第十一条の五」に改め、同条第四項中「第九十七条の二」を「第九十七条」に改める。

第五十九条中「第三条の五第一項」を「第三十二条第一項」に改める。

第六十一条第二項中「第九条の二第四項」を「第六十条第四項」に改める。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第二条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

第七条の十五第二号ハ中「第十一条の二の四」を「第十一条の五」に改め、同号ニ中「第十一条の十の三」を「第十一条の二十七」に改める。

（農業協同組合法施行令第十一条第三項から第五項までの規定による主務大臣に対する報告等に関する命令の一部改正）

第三条　農業協同組合法施行令第十一条第三項から第五項までの規定による主務大臣に対する報告等に関する命令（平成十二年大蔵総理府農林水産省令第四号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一項中「第十一条第三項」を「第六十二条第三項」に改める。

第二項中「第十一条第四項」を「第六十二条第四項」に、「第九十四条の二第五項、第九十五条第一項若しくは第二項又は第九十七条」を「第九十五条第一項又は第二項」に改める。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第四条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項中「第十一条の四十五第一項」を「第十一条の六十四第一項」に、「第十一条の四十七第一項」を「第十一条の六十六第一項」に改める。

第八十五条の十二第二号ハ中「第十一条の二の四」を「第十一条の五」に改め、同号ニ中「第十一条の十の三」を「第十一条の二十七」に改める。